

魚津市告示第169号

魚津市 A I オンデマンド交通実証運行事業実施要綱を次のように定める。

令和 6 年11月28日

魚津市長 村椿 晃

魚津市 A I オンデマンド交通実証運行事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の公共交通の利便性の向上及び通院、通学等に必要交通手段の確保について検証するため、市内における A I オンデマンド交通の実証運行（以下「チョイソコウおづ」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 チョイソコウおづの実施主体は、魚津市とする。

(運行業務の委託)

第 3 条 市長は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第21条第 2 号の規定により国土交通大臣の許可を受けている一般乗用旅客自動車運送事業者に、車両の運行に係る業務を委託することができる。

(会員登録の申請)

第 4 条 チョイソコウおづを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に会員登録について申請し、登録を受けなければならない。

2 申請者が申請時点において18歳未満である場合は、保護者の同意を得なければならない。

(利用対象者)

第 5 条 チョイソコウおづの利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内に居住する小学生以上の者で会員登録を受けたもの

(2) 会員登録を受けていない者のうち、会員登録を受けたものと同乗するもの

(事業の内容)

第 6 条 第 3 条の規定により委託を受けた者は、乗降場所が異なる複数人の乗合制の車両（以下「乗合車両」という。）を運行するものとする。

(運行範囲)

第7条 チョイソコウおづの運行範囲は、市の区域のうち、市長が指定する区域内とする。

（運行期間）

第8条 チョイソコウおづの運行期間は、令和6年12月2日から令和7年1月31日までとする。

（運休日）

第9条 チョイソコウおづの運休日は、次のとおりとする。

（1） 日曜日及び土曜日

（2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（3） 12月31日から翌年の1月3日までの日

（運行時間）

第10条 チョイソコウおづの運行時間は、交通事情等によりやむを得ない場合を除き、午前10時から午後3時までとする。

（運行の中止）

第11条 市長は、チョイソコウおづの運行上危険があると認めるとき、又はその他特に必要があると認めるときは、運行を中止することができる。

（利用料）

第12条 チョイソコウおづの利用料は、1人1回乗車につき500円（消費税及び地方消費税を含む。）を乗車時に支払うものとし、同乗者も同様とする。ただし、同乗する者が未就学児である場合は、無料とする。

（利用料の還付）

第13条 市長は、既に納入された利用料は還付しない。

（停留所）

第14条 チョイソコウおづに係る乗合車両の停留所は、市の区域のうち、市長が決定した場所とする。

（利用の制限）

第15条 第5条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する者の乗車を拒否することができる。

（1） 自ら乗降できない者（介助できる者が同乗する場合を除く。）

（2） 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第52条の規定に違反する危険物又は過大物品等を携帯している者

（3） 保護者の同伴していない未就学児

（4） 不正な方法等により利用しようとする者

（5） 乗車することによって他の乗客に迷惑を及ぼすと思われる者

（6） 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な運転士の制止又は指示に従わない者

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、チョイソコウおづの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年2月28日限り、その効力を失う。